

千葉県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成22年7月13日

千葉県監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	近藤千鶴子
同	中島賢治

22千総総第1328号
平成22年7月9日

千葉市監査委員 古川 光一 様
同 大島 有紀子 様
同 近藤 千鶴子 様
同 中島 賢治 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成17年度監査報告第3号、平成18年度監査報告第11号、平成21年度監査報告第9号、平成21年度監査報告第12号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

報告書番号 17監査報告第3号

監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果

(1) 財政援助団体

ア 社団法人千葉市シルバー人材センター

(ア) 退職給与引当金を適正に計上すべきもの

退職給与引当金については、シルバー人材センター職員退職手当支給に関する規程に基づき、職員が年度末に普通退職した場合に要する退職手当の額を計上する必要がある。

しかしながら、シルバー人材センターでは、退職手当引当金を期末要支給額の40%としていたため、計上不足が生じていた。

退職給与引当金については、期末要支給額の全額を計上する必要があると認められた。

講じた措置

社団法人千葉市シルバー人材センターの退職給付引当金については、平成17年5月に高齢福祉課長から同センターに対し、適正に計上するよう指導した。

これを受け、同センターにおいては、退職給付引当金を段階的に引き上げることとし、平成20年度末までに期末要支給額の全額に相当する額を計上した。

報告書番号 21監査報告第12号

監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果

(1) 公の施設の指定管理者

ア 株式会社京葉美装

(ア) 収支決算書を適正に作成すべきもの

基本協定書第22条第2項によると、指定管理者は、毎事業年度終了後30日以内に、事業報告書に管理業務に係る収支決算書を添付して市に提出するものとされている。また、総務省自治行政局長通知によると、事業報告書は、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項を記載することとされている。

しかしながら、収支決算書及び領収書等出納関係書類を確認したところ、指定管理者は、管理経費について正確な収支状況を報告する必要があるが、収支決算書に指定管理業務とは関係のない費用が記載されているなど不適正な収支決算書となっていた。

指定管理者においては、収支決算書を適正に作成されたい。

講じた措置

株式会社京葉美装における指定管理業務の収支決算書については、平成22年4月6日に稲毛区長から同社に対し、管理経費について正確な収支状況を記載した適正な収支決算書を作成するよう指導した。

これを受け、同社においては、平成20年度の収支決算書を修正し、再提出するとともに、平成21年度からは、正確な収支状況を記載した収支決算書を作成することとした。